



産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地の 6

株式会社神東

氏 名

代表取締役 九坪 勝己

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 14 条第 1 項の許可を受けた者であることを証する。

神戸市長 久 元 喜 造



許 可 の 年 月 日 令和 8 年 9 月 7 日

許可の有効年月日 令和13年 9 月 6 日

1. 事業の範囲

(積替え・保管を含まない)

- ①汚泥（石綿含有産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を除く。） ②廃油
- ③廃酸（水銀含有ばいじん等を除く。） ④廃アルカリ（水銀含有ばいじん等を除く。）
- ⑤廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。） ⑥動植物性残さ
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- ⑧がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）

以上 8 種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

(積替え・保管を含む)

- ①廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く。） ②紙くず ③木くず ④繊維くず
- ⑤ゴムくず ⑥金属くず
- ⑦ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を除く。）

以上 7 種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

積替え・保管場所：神戸市東灘区魚崎浜町 17 番地 6

面積：8.9m² 保管上限：8.8m³

積替えを行う産業廃棄物の種類：上記 1 事業の範囲（積替え・保管を含む）の①～⑦

以上 7 種類、水銀使用製品産業廃棄物を含む。

3. 許可の条件

特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

平成28年 9 月 7 日 新規許可

令和 7 年 5 月 23 日 変更届（代表者の変更）

平成30年 1 月 18 日 変更届

令和 8 年 9 月 7 日 更新許可

（積替え・保管施設の変更）

令和 3 年 9 月 7 日 更新許可

5. 規則第 9 条の 2 第 8 項の規定による許可証の提出の有無

（無）